

来年から始まる少額投資非課税制度（日本版ISA（NISA））では年100万円までの投資が対象となる非課税枠に、いくつか決まりがある。まず、年間の投資額が上限の100万円に届かなかったとしても、残った枠を翌年に繰り越すことはできない。2023年まで10年間続くNISAを最大限活用するには、毎年の非課税枠をその年のうちに使い切る必要がある。相場動向に応じて資産

わかる投資 NISA 活用のツボ ⑤

非課税枠、資産入れ替えできず

株式の配当の受け取り方別のNISAでの税の扱い

場所	税	方式名
ゆうちょ銀行や郵便局	課税	配当金領収証方式
銀行の口座	課税	登録配当金受領口座方式など
証券会社の口座	非課税	株式数比例配分方式

を入れ替える「リバランス」と呼ばれる運用手法もできない。非課税枠の期間は5年間で、NISA

A口座で買った株式や投資信託などは途中でいつでも売却できる。半面、いったん売るとその分の非課税枠はなくなる。別の金融商品を買って、売却で空いた枠を再利用することはできない。値上がりした金融商品をこまめに売って他の商品に乗り換えるといった短期志向の運用にNISAは向かない。運用益が非課税になる制度のメリットを十分生かすには、

配当、受け取り方法に注意

買った金融商品を長期保有するのが基本だ。そこで、配当に着目して株式の個別銘柄を長期保有しようとする投資家も多いだろう。NISA Aについての個人向けセミナーで、よく質問が出るのが実は株式の配当の受け取り方だ。株式の配当を受け取る方法には大きく分けて3通りあり、受取方法を間違っているとNISA口座で保有している株式から得た配当でも課税されるので要注意だ。上場投信（E

TF）や上場不動産投信（REIT）の分配金も同様だ。株式の配当は受け取る場所を①ゆうちょ銀行や郵便局②銀行口座③証券会社の口座④の3つから選べる。このうち証券会社で配当を受け取る方法だけ、NISA口座で保有する株の配当が非課税となる。証券会社で配当を受け取るこの方法は「株式数比例配分方式」と呼ばれ、利用するためには証券会社で手続きをしないとけない。